

水道器具の故障・漏水修繕について

宅地内（水道メーターのパイロットが廻っている場合）での水道器具の故障・漏水の修繕は、お宅の水道工事を行った指定工事店、または、湯浅町指定給水工事事業者に依頼してください。

修理費は、個人負担となります。

なお、アパートやマンションにお住まいの方は、管理人や保守管理会社に連絡してください。